

旧警戒区域から避難した申立人らのうち1名が個人で経営する自営業について、営業損害（逸失利益）が請求額の満額賠償されたほか、事業用動産が全損であることを前提に賠償された事例。

580-1

和解（一部）契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下、申立人4人を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1項 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記対象期間分に限る。）について和解することとし、それ以外の損害項目については本和解の効力は及ばないこと、及び、下記損害項目3記載の精神的損害について本書面第2記載の和解金額を超える損害の存否及び金額については本和解の対象外であって本和解の効力は及ばないこと、を相互に確認する。

記

損害項目1 避難費用（ただし、移動費用に限る）

損害項目2 一時立入移動費

損害項目3 日常生活阻害慰謝料

対象期間 平成23年3月11日～平成24年8月31日

第2項 和解金額

- (1)被申立人は、申立人X1に対し、前項の対象期間の損害項目2及び3についての和解金として、金1,850,000の支払い義務のあることを認める（内訳は損害項目2が50,000円、損害項目3が1,800,000円）。
- (2)被申立人は、申立人X2に対し、前項の対象期間の損害項目1及び3についての和解金として、金1,835,000の支払い義務のあることを認める（内訳は損害項目1が35,000円、損害項目3が1,800,000円）。
- (3)被申立人は、申立人X3及びX4それぞれに対し、前項の対象期間の損害項目3についての和解金として、金1,800,000の支払い義務のあることを認める。

第3項 支払方法

（省略）

第4項 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目の内、精神的損害項目以外の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第5項 手続費用

本件一部和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月26日

（仲介委員 鈴江辰男）

旧警戒区域から避難した申立人らのうち1名が個人で経営する自営業について、営業損害（逸失利益）が請求額の満額賠償されたほか、事業用動産が全損であることを前提に賠償された事例。

580-2

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下、申立人4人を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1項 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1)精神的損害（申立人ら全員）	7, 200, 000円
(2)避難費用（X2）	
①移動費用	35, 000円
②滞在費	23, 200円
(3)営業不能による損害（X2）	19, 377, 406円
(4)財物損害	
①家財道具一式（申立人ら全員）	7, 150, 000円
②事業用動産（X2）	1, 482, 349円
(5)一時立入費用（X1）	50, 000円
(6)生命・身体損害	
①X2の入通院慰謝料	600, 000円
②X2の入通院交通費	100, 000円
③X3の入通院慰謝料	1, 250, 000円
④X3の入通院交通費	125, 000円
(7)弁護士費用	1, 121, 789円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

但し、上記(6)①乃至④については、平成23年3月11日より平成25年1月31日までとする。

第2項 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、合計3851万4744円の支払義務のあることを認める。

第3項 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害項

目に関し、下記のとおり、金11,687,431円を支払い済みであることを相互に確認し、当該既払金の内下記(1)及び(3)を合算した金9,487,431円の範囲で第2項記載の和解金と精算する。

記

(1)中小企業仮払金	2,202,431円
(2)仮払補償金	2,200,000円
(3)損害賠償内金	7,285,000円

第4項 支払方法

(省略)

第5項 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、下記損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、精算の効力は及ばないものとする。

記

- (1)精神的損害
- (4)財物損害（①家財道具一式②事業用動産）
- (6)生命・身体損害（①及び③）

第6項 手続費用

本件一部和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月19日

（仲介委員 鈴江辰男）